

平成27年度西原町予算編成方針

平成26年11月

国の予算編成と地方財政

国の平成27年度予算の概算要求基準は、基本的に昨年度と同様の仕組みとしており、「中期財政計画」に沿って、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指して、メリハリのついた予算とし、施策の優先順位を洗い直して、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

一方、地方財政では、「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営となる地方の一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう、総額を確保するとされている。しかし、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくことを基本としており、国の動向を注視していく必要がある。

本町の行財政の現状

平成27年度は、西原町まちづくり基本条例の4年目にあたり、同条例で掲げた目指すべき将来像の実現に向けた諸施策を着実に推進しつつ、平和で豊かな明るい未来を次の世代へ引き継いでいかなければならない。

現下の町財政は、地方税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が今後も高い水準であることなどにより、財源不足が常態化している状況にある。

また、近年の公共事業の実施等を借入金により対応してきたため、平成26年度末には借入金残高が約117億円と見込まれており、今後、その元利償還金が財政を圧迫する要因となるなど、構造的にみて極めて厳しい状況にある。

一方、厳しい財政状況の中、少子高齢化に対応した地域福祉の充実等、多様化した行政需要に適切に対応することが求められている。

このような現状をふまえ、本町がその役割を適切に果たしていくためには、職員一人ひとりが課題に向き合い、そして自治体経営の骨子である「最小の経費で最大の効果」を発揮し、一層の住民サービスの向上が図れるよう、知恵と工夫が求められている。

本町の財政状況

平成25年度決算における歳入の自主財源の構成比が、39.1%（前年度40.3%）と昨年に比して1.2%の減となっているが、地方税が33億6千万円と前年度比2.5%の増加、徴収率は95.1%（前年度94.7%）と上昇している。また、財産収入（土地売払収入）は3億8千

万円、繰越金も2億2千万円増加した。一方、依存財源の構成比が60.9%（前年度59.7%）と昨年と比して1.2%の増となっているのは、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）事業や庁舎等複合施設建設事業にかかる地方債の増によるものであり、地方交付税は5.1%の減、国庫支出金は1.9%の減である。

歳出では、前年度に引き続き、主に庁舎等複合施設建設事業にかかる普通建設事業費の増が大きな伸びとなっている。また、義務的経費の扶助費の急激な増が、経常収支比率を押し上げ、90.6%（前年度89.0%）と財政の硬直化がさらに進んでいる。

基金については、平成25年度末残高で14億2千万円（前年度末13億2千万円）となった。前年度より増加となった理由としては、地域の元気臨時交付金基金と財政調整基金の積み立てがあったものによる。その財政調整基金の残高は10億1千万円（前年度6億4千万円）という状況である。今年度の土地売払収入による積立もあるが、庁舎移転準備事業や西原南幼稚園新增築事業に充てる取り崩しにより、基金の平成26年度末残高見込額は12億円となっている。

地方債残高は、平成25年度末で一般会計118億9千万円（前年度末105億7千万円）、特別会計を含めた町全体では159億2千万円（前年度149億4千万円）と、年々増加している。

※ 税源移譲後は、町税の徴収状況が収入全体に大きく影響される。平成21年度は92.3%、平成22年度は93.9%、平成23年度は94.7%、平成24年度も94.7%、平成25年度は95.1%と着実に伸びているが、自主財源の確保という点で、なお一層の取組をお願いしたい。

平成27年度の収支見通し

歳入では、町税において税務課収入見込により1億円増（3.0%※）で設定した。地方交付税は、総務省の8月仮試算を反映させ、1億円減（△5.0%※）で設定した。

地方債は、普通建設事業費などの地方負担分のうち、それぞれの充当率を反映させ、3億円の増（43.7%※）、うち臨時財政対策債は総務省の8月仮試算を反映させ、4百万円減（△0.9%※）で見込んでいる。

歳出では、引き続き、障害福祉サービス事業といった扶助費の義務的経費の急激な伸びが見込まれるうえ、新庁舎の光熱水費の急増に伴う物件費や一部事務組合への負担金の増などにより、平成27年度においても多額の収支不足になることは必至である。

また、平成27年度以降も、西地区区画整理事業（総事業費112億円）や小中学校校舎の増改築など多額の経費を要する事業が進む中、国民健康保険特別会計の赤字が平成25年度決算で13億2千万円、26年度決算見込みで16億6千万円と膨れていくことから、一般会計から国民健康保険特別会計への基準外繰出しによる補填が喫緊の課題である。

さらに、平成24年度から実施された一括交付金事業による予算の増額により、財政規律を保つことが難しく、今後も厳しい財政運営が続くことは避けられない。

※ 平成26年度2号補正予算との比較

予算編成にあたっての留意事項

以上の現状をふまえ、平成27年度は引き続き、厳しい財政状況の中で、限られた人的資源を生かすためにも職員一人ひとりの力やチーム力を高め、業務がスムーズに遂行できるよう、総力をあげて対応していくことが必要となる。

なお、下記事項に留意の上、編成に臨まれない。

- 1 見積りに当たっては、平成25年度決算内容の分析及び平成26年度事業執行状況を十分検証し、単に「歳入は少なめ」「歳出は多めに」のような要求を行うことなく、真に必要な通年の経費を見積もること。年度途中の補正は、災害の発生や制度改正など当初予算編成時に予見できないもので、真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。
- 2 厳しい財政状況を念頭に置き、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
- 3 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に係る事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をしておくこと。
- 4 一括交付金関係事業については、別紙参照されたい。
- 5 要求に当たっては、町実行計画(事務事業庁議評価)の結果に基づき、当該事務事業ヒアリングで確認した内容、検討課題等もふまえ、下記及び当初予算要求基準(別紙1)に基づき反映すること。また、課内でのヒアリングを確実に実施し、要求時における積算資料とともに、課内ヒアリング調書(別紙2)も提出すること。

なお、実行計画以外の事業を新設するときは、政策係との調整も行うこと。

1)財源の確保

- ・ 使用料及び手数料について、料金の見直しやこれまで徴収していない受益者に対する行政サービスについても徴収の検討を行うなど、改めるべき部分は積極的に見直しを図ること。
- ・ 町有地の売却について、これまで同様に推進していくこと。
- ・ 平成25年度末の町税、学校給食費、保育料、保険料等の収入未済額が約4億4千万円という現状を踏まえ、徴収方法の更なる創意工夫を図ること。

2)人件費の要求基準

- ・職員給与については、**平成26年11月1日**現在における現員を計上すること。
- ・時間外勤務手当は、**平成26年11月1日**現在における予算現額以下を計上すること。

3)経常的経費の要求基準

- ・ 報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借

料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金等の経常的経費は、原則平成26年度当初予算計上額以下で要求すること。

4) 投資的経費(補助・単独)の要求基準

- ・ 町実行計画に基づき計上すること。単独事業については、優先順位をつけ調整できるようにしておくこと。

5) 廃止及び見直し検討と確認した事務事業

・原則として、事務事業評価の結果、「終了」と確認した事務事業については、予算計上しないこと。また、「改善」、「終了」のうち、事業の統合が指示された事項についてはこれを反映すること。

なお、「現状維持」となった事務事業についても、縮小、見直しが可能な場合はこれを予算に反映させること。

6) 負担金補助及び交付金の見直し

- ・ 負担金等は、町村会等の決定通知に基づき計上すること。
- ・ 各種団体補助金については、「西原町補助金の交付に関する規則」の交付基準に基づき計上すること。
- ・ 各種団体の支出状況を把握し、ヒアリングを行うこと。

6 財務会計システム入力時には、財務会計システム入力における留意事項(別紙3)を参照すること。

7 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が完全適用されていることから、これまで以上に財政の健全化に向け努力すること。

8 予算要求及び根拠資料提出期限は、平成26年11月28日(金)までとする。